平成 25 年 5 月 22 日

各 位

会社名　株式会社　新日本科学
代表者　代表取締役社長　永田　良一
（コード番号:2395　東証第一部）
問合せ先　代表取締役副社長　関　利彦
（TEL:03-5565-6216）

第三者割当による行使価額修正条項付き第１回新株予約権の発行及び行使指定条項付き第三者割当契約に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第１回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。なお、金融商品取引法による本新株予約権の届出の効力発生後に、割当予定先である野村證券株式会社との間で、当社による行使指定条項を含む本新株予約権の第三者割当契約（以下「行使指定条項付き第三者割当契約」という。）を締結することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

１．募集の概要

（1）　割当日	平成 25 年 6 月 10 日
（2）　新株予約権の総数	101 個
（3）　発行価額	新株予約権１個につき 852,000 円(総額 86,052,000 円)
（4）　当該発行による潜在株式数	潜在株式数：5,656,000 株（新株予約権１個につき 56,000 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,320 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 5,656,000 株です。
（5）　資金調達の額（差引手取概算額）	9,958,268,000 円（差引手取概算額）
（6）　行使価額及び行使価額の修正条件	当初 1,937 円。 行使価額は、割当日の翌々取引日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
（7）　募集又は割当方法（割当予定先）	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
（8）　その他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として当社が行使指定を行わない限り割当予定先は本新株予約権の行使ができないこと、行使指定に際して行使数量制限があること、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について合意する予定です。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	詳細については、別記「２．募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由 《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》」及び別記「６．割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照ください。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

（１）資金調達の主な目的

①当社グループの事業概要及び今後の取組みについて

当社グループの企業集団は、当社、連結子会社 27 社及び関連会社 1 社の合計 29 社で構成されております。

当社グループは、１．製薬企業等からの委託を受けて行う前臨床試験（注１）や臨床試験（治験）（注２）（注３）の受託、２．トランスレーショナル リサーチ事業〔(1) 新薬開発に係るコンサルタント、(2)経鼻投与製剤（注４）とそれに必要とされる医療器具の研究開発、(3)ワクチンに対する免疫応答を増強するアジュバント（注５）の研究開発、(4)大学やバイオベンチャーなどが持つ基礎技術を臨床段階へと育成していく支援事業〕などを行っております。

また、医薬品開発の国際化、高度化、大型化の進展に伴い、国内事業の強化に加え、米国事業、アジア事業の強化にも取り組み、グローバルバリューチェーンの構築を推進しております。医薬品開発の各ステージにおいて、網羅的かつ国際的に開発支援サービスを提供することができる世界でも稀有な CRO（医薬品開発受託研究機関）です。

当社グループの主要各事業の概要及び今後の取組みについて以下ご説明いたします。

前臨床事業のリーディング・カンパニーとしての当社グループの役割

当社グループの基幹事業は、医薬品開発における医薬品候補化合物の安全性と有効性を検証するために実験動物を用いた前臨床試験の受託事業です。従来、げっ歯類（マウス・ラット）やイヌを用いることが主流であった前臨床試験に、よりヒトに近い系統を有する霊長類（主にカニクイザル）の使用を導入したパイオニアとして、半世紀を超える業歴と多様な受託研究実績・ノウハウを有しております。サルを用いた実験は、他の実験動物に比べて取り扱いが難しく、特殊な施設や機材なども必要です。当社では、サルにストレスをほとんど与えない状態で実験を極めて効率良く実施することが可能な器具(国際特許取得)を独自開発しており、信頼性の高い試験データを顧客に提供しております。その結果、海外を含めた多くの顧客から試験受託が増加し、それに伴い各種試験の背景データを豊富に蓄積してまいりました。また、大規模な自社繁殖場を中国とカンボジアに複数保有しており、サルの輸入、検疫、飼育及び繁殖に関する基礎技術・ノウハウを保持していることに加えて、当社敷地内に農林水産大臣指定の国際検疫施設を有していることにより、実験動物の品質及び数量を安定的に確保しております。昨今、医薬品の開発ニーズが複雑化、高度化する中、当社グループでは、骨粗鬆症、関節炎、パーキンソン病、糖尿病、高脂血症などの霊長類疾患モデルの開発、ワクチンや抗体医薬に代表されるバイオ医薬品の開発支援、再生医療分野の研修推進などにも積極的に取り組んでおります。

前臨床事業を巡る最近の動向と今後の取組み

製薬業界では、ここ数年来、国内外の大手合併が進み、開発パイプラインの絞込みや基幹製剤の特許

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

切れが重なったいわゆる「2010 年問題」対応などのために、臨床開発段階のパイプラインに経営資源の集中投入が進める傾向が起こり、前臨床試験の発注スケジュールが調整されたために受注に大きな影響が出ました。また、北米における前臨床事業拠点である連結子会社 SNBL U.S.A., Ltd が、2010 年 8 月に FDA（米国食品医薬品局）から試験報告書の署名手続きが遵守されていないなどの理由で GLP（注６）改善指示を受けたために、この指示内容の改善が FDA によって完了されていると確認されるまでの間に受注に大きな影響が出てしまい、当社グループの前臨床事業、特に北米事業は、ここ数年、厳しい経営環境を余儀なくされました。

SNBL U.S.A., Ltd では、FDA から「GLP 指摘事項はすべて改善された」旨の通知書を 2012 年 11 月に受領したものの、試験受注の本格的な回復にはさらに 1 年程度の時間を要することが予想されるため、営業体制の強化を行いつつ、顧客からの信頼回復に努めていく方針です。このために事業運転資金の需要が見込まれます。

一方で、昨年、京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞したことで、人工多能性幹細胞（induced pluripotent stem cell、以下「iPS 細胞」）を用いた新薬の研究開発、移植治療などの再生医療への応用・実用化の期待が高まり、また、現政権が主導する我が国の成長戦略の柱の一つに医療・健康領域の産業が据えられたことなどから、先進医療技術の実現や革新的な新薬・医療機器の創出が、日本の国際競争力の強化、経済再生に結びつく重要な国家戦略の一環と位置づけられたことにより、新薬の研究開発、特に iPS 細胞の早期臨床応用に向けた手法の確立に国内外から注目が寄せられております。当社は、本年 2 月、京都大学 iPS 細胞研究所と「人工多能性幹細胞（iPS 細胞）由来神経細胞による脳移植治療実現化に向けた安全性試験法の確立」に係る共同研究契約を締結し、iPS 細胞を用いたパーキンソン病治療の臨床応用に必要な安全性試験の確立に向けた研究開発に着手しております。また、当社は、本年 4 月、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」）の認定ベンチャーである株式会社日本網膜研究所による 3 億円の第三者割当増資を引き受けました。日本網膜研究所は、理化学研究所が発明した iPS 細胞技術に係る特許の実施許諾に基づき、iPS 細胞から分化誘導した網膜色素上皮細胞移植による、加齢黄斑変性の新たな治療法の開発をされておられます。また、当該治療開発を端緒として、視細胞移植、網膜再生薬、検査法開発等により、現代の難治性網膜疾患を治療可能な疾患にすることを目指されておられます。当社は、基幹事業とする前臨床試験受託事業で培ったノウハウを活用し、日本網膜研究所が推進する iPS 細胞由来の網膜色素上皮胞移植による再生医療の技術確立に向けて支援することにしました。このような状況の中、今後ニーズが高まると予想される細胞医療の安全性評価分野におけるエキスパート育成も重要な課題となり、京都大学 iPS 細胞研究所には当社スタッフを派遣してエキスパート養成にも注力しております。また、今後、当社では、iPS 細胞を用いた研究体制確立に設備投資が必要となります。

<u>臨床事業における取組み</u>

医薬品開発における臨床試験(治験)は、被験物質のヒトでの有効性と安全性を確認する試験となります。これは、ヒトでの試験であることから、製薬企業等は医療機関に治験を依頼することとなります。すなわち、製薬企業は、医療機関に治験の実施を依頼し、医療機関がそれを受託することになります。この治験の実施において、CRO(医薬品開発業務受託機関)は依頼者である製薬企業の臨床開発業務を支援し、SMO(治験施設支援機関)は専門スタッフ（CRC；治験コーディネーター）を医療機関に派遣して治験実施を支援します。当社グループの国内臨床事業部門では、CRO 事業、SMO 事業共に高稼働状況が続いており、試験の受注状況も拡大傾向にあることから、さらなる人員の増強とスタッフの育成が求められております。

<u>前臨床並びに臨床事業の継続及び拡大に向けて</u>

当社グループの前臨床並びに臨床事業の継続及び拡大にあたっては、医学・薬学・農獣医学・看護

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

学・理学・化学・農学などの分野における専門的な知識・技能を有する人材を多数確保する必要があり、また、同時に統計解析スキルの高い人材、IT 技術やマネジメントに優れた人材も多く必要とされております。当社グループの競争力を強化する上で最も強く希求されるのは、顧客から高く評価される質の高いサービスの提供であり、これを実現するためには優秀な人材の確保とレベルアップのための教育研修が必要であります。こうした人材の確保や教育研修のために、相応の資金投入が必要であります。

トランスレーショナル リサーチ事業への取組み

上記前臨床並びに臨床事業に加えて、当社グループは、保有する知的財産を基盤とした成果を製薬企業に導出（ライセンスアウト）していくトランスレーショナル リサーチ事業にも注力しております。特に、1998 年以来取り組んでおります経鼻製剤の基盤技術の研究開発については、グラニセトロン（制吐剤）やゾルミトリプタン（偏頭痛薬）の経鼻製剤を用いて、ヒトによる臨床試験を重ねており、経鼻製剤基盤技術の有用性や安全性を実証してきており、すでに海外の製薬企業2社とライセンス契約を締結することに成功しています。また、鳥インフルエンザなどのウィルス感染症に対する経鼻ワクチン応用にも当社の経鼻製剤基盤技術を応用した研究を進めており、これまでに得られた結果から当社の経鼻ワクチンは、粘膜抗体産生能に優れており、パンデミックに備えたワクチンとしての期待が高まりつつあります。このような状況下、本経鼻製剤の基盤技術の確立を進めるために、引き続いて基礎的な研究の継続や専門スタッフの育成が必要となり、資金需要が見込まれております。

国内連結子会社である株式会社キラルジェンでは、核酸合成における基盤技術の開発に成功し、公的研究支援事業（独立行政法人科学技術振興機構（JST）・A-STEP 事業、2009 年から 4 年間）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のイノベーション推進事業「がん等重篤な疾患治療用バイオ医薬品の臨床応用に向けた製造関連技術の開発」（2011 年から 2 年間）に採択されております。一方、米国の連結子会社である Ontorii, Inc.では、核酸医薬が体内で効率良く利用されるための技術開発を行っております。このほか、米国の連結子会社 Ruika Therapeutics Inc.は、新規メカニズムの抗うつ薬の開発を行っており、国内連結子会社である AXIS 株式会社は、難治性疾患である線維筋痛症治療薬や筋・骨格系疾患の新薬開発を行っております。

こうした多様多彩な新薬シーズとパイプラインを擁する当社グループのトランスレーショナル リサーチ事業は、今後も研究開発をより充実させるために、積極的な資金投入が不可避であります。

その他の課題

当社グループは、これまで事業推進の必要資金の多くを金融機関からの借入により調達しておりますが、当社グループが上記各事業における長期安定的な研究開発活動を推進していく上で、借入金の返済による有利子負債の圧縮は、支払利息や借換えコストの低減にもつながり、当社グループの財務基盤の強化を図るために有効な手段であります。

②今回の調達の目的について

以上のような状況を鑑み、今回の資金調達は、１．基幹事業である前臨床事業や臨床事業に充当して当該事業の再強化を図ること、２．トランスレーショナル リサーチ事業における中長期的な研究開発資金、３．財務基盤強化を企図した借入金の返済に充当することを主たる目的としております。

こうした資金投入を積極的に行うことは、当社グループの基幹事業や新たな収益事業を着実に育成することになり、中長期的な企業価値の向上につながると判断し、下記「(2) 本新株予約権を選択した理由」に記載した理由に基づき、本新株予約権の発行を決定いたしました。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（注１）前臨床試験：臨床試験に着手する前に、実験動物や細胞・細菌を用いて医薬品等の化学物質の有効性と安全性を確認する試験です。

（注２）臨床試験：ヒトに対する薬の有効性と安全性を確認するために、医療機関で実施する試験です。

（注３）治験：臨床試験のうち、厚生労働省から新薬の承認を得るために実施する試験です。

（注４）経鼻投与製剤：粉体の薬剤特殊な担体（キャリア）などと混合して製剤化し、鼻腔内に医療用具（デバイス）を用いて薬剤を噴射し、鼻粘膜から薬剤を吸収させて治療するものです。

（注５）アジュバント：主剤の有効成分が有する作用を補助・改良する目的で主剤に併用され、強力な免疫賦活作用を持つ物質です。

（注６）GLP：Good Laboratory Practice の略語で、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」のことです。医薬品等の製造販売承認申請の際に提出すべき資料のうち、動物による安全性試験データの信頼性を確保するために、試験実施施設が遵守しなくてはならない事項を定めたものです。昭和 54 年 6 月に世界で最初に米国において GLP が実施され、これを契機として各国において各種の GLP が制定されました。我が国においては、昭和 58 年 4 月に実施された医薬品 GLP が始まりで、現在では平成 8 年の薬事法等の一部改正に伴い厚生省令として定められ、平成 9 年 4 月より施行されました。なお、国内では医薬品 GLP の他 7 種類の GLP が施行されています。

（2）本新株予約権を選択した理由

上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した施策を遂行するために、当社は、様々なエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、株価への影響や既存株主の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを最も重視しました。

その結果、当社は、以下に記載した本新株予約権の特徴及び当社と割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で締結する予定の「行使指定条項付き第三者割当契約」の内容を踏まえ、本新株予約権は、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

＜本新株予約権のメリット＞

① 当社が希薄化をコントロール可能

下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、原則として当社が行使指定を行わない限り割当予定先は本新株予約権の行使ができないため、当社が希薄化をコントロールすることが可能です。

② 希薄化が限定されている

本新株予約権は、潜在株式数が 5,656,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 34,344,000 株の 16.4%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

③ 株価への配慮がなされている

本新株予約権は、(ⅰ)下限行使価額が 1,320 円（発行決議日終値の 75%の水準）に設定されており、また、下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり株価が一定水準以上にない限り行使指定ができないことに加えて、(ⅱ)行使指定を行う際には、下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

前の一定期間の出来高を基本として定められる形となっていることから、行使が発生する株価水準や株式が発行されることによる需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

④　資本政策の柔軟性が確保されている

資本政策の変更が必要となった場合等、当社の判断により残存する本新株予約権を取得することができ、資本政策の柔軟性が確保されています。

＜本新株予約権の留意点＞

本新株予約権は、下記⑤～⑧に記載のような留意点がありますが、当社としましては、上記①～④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

⑤　下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、株価が一定水準以上にない限り行使指定ができないため、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

⑥　株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

⑦　一度に行使指定可能な数量の範囲を定める基準として行使指定直前の一定期間の出来高があるため、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

⑧　株価が 20 取引日連続で下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

⑨　今回の資金調達に際して、当社は、エクイティ性の資金による調達とデット性の資金による調達を比較いたしましたが、当社が上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の各事業における長期安定的な研究開発活動を推進していく上で、エクイティ性の資金による調達により財務基盤を強化することが、より当社の利益に資すると判断いたしました。

⑩　エクイティ性の資金による調達については、公募増資と本新株予約権を比較いたしましたが、公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1 株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社が希薄化をコントロールしながら、一定水準以上の株価において行使が行われることにより、株価への影響の軽減が期待でき、既存株主の利益に配慮しながら資金調達を行うことが可能であると考えております。

《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に以下のような内容について契約を締結する予定です。

①　行使指定条項

- 行使価額修正開始日以降、下記に記載のような一定の例外的な場合を除き、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます。
- 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、行使指定が行われた日の翌取引日から原則として 20 取引日以内に、指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- 行使指定に際しては、(ⅰ)行使指定を行う日の当社株式の終値が下限行使価額の 120%の水準を下回っていないこと、(ⅱ)前回の行使指定から 20 取引日以上の間隔が空いていること、(ⅲ)当社が、当社又はその子会社に関する未公表の重要事実等を認識していないこと、(ⅳ)当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日は行使指定を行わないこと、(ⅴ)当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了した日は行使指定を行わないこと、を前提とします。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定前日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高のいずれか少ない方に 3 を乗じて得られる数と 3,434,400 株（発行決議日現在の発行済株式数の 10%に相当する株数。）の最も小さいものを超えないように指定する必要があります。

・ 当社は、行使指定を行う際にはプレスリリースいたします。

② 割当予定先による本新株予約権の任意行使

行使価額修正開始日以降、その時有効な行使価額が 3,522 円（発行決議日終値の 200%の水準）以上の場合は、割当予定先は、その裁量により本新株予約権を行使することができます。なお、割当予定先は、上記①の行使指定条項に従い行使義務を負うこととなる場合又は本②に該当することとなる場合を除き、本新株予約権を行使できません。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得請求

本新株予約権の発行後、平成 28 年 5 月 31 日までの間の発行会社株式の終値が 20 取引日連続で本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、及び平成 28 年 6 月 1 日以降はいつでも、割当予定先は、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権を取得します。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,046,268,000	88,000,000	9,958,268,000

（注）1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。

2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。

4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額9,958,268,000円については、米国での前臨床事業の再強化、国内前臨床事業の差別化、国内臨床事業の人材強化、トランスレーショナル リサーチ事業の事業開発並びに創薬開発に加えて、借入金の返済に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

手取金の使途	具体的な内訳	金額（百万円）	支出予定時期
①米国での前臨床事業の再強化	設備投資	863	平成25年6月～平成28年3月
	人件費	2,505	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	207	平成25年6月～平成28年3月
②国内前臨床事業の差別化	設備投資	1,597	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	749	平成25年6月～平成28年3月
③国内臨床事業の人材強化	人件費	636	平成25年6月～平成28年3月
④トランスレーショナルリサーチ事業の事業開発並びに創薬開発	投融資	1,000	平成25年6月～平成28年3月
	設備投資	107	平成25年6月～平成28年3月
	人件費	480	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	542	平成25年6月～平成28年3月
⑤金融機関からの借入金の返済		1,272	平成25年6月～平成28年3月

（注）1　本新株予約権の行使により調達した資金は、上記各資金使途のうち事業用資金である①～④を優先して、各事業の進捗動向を勘案しながら充当していく予定です。
なお、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達できなかった場合には、上記の優先順位を勘案しつつ、手許資金により充当していく予定です。

2　当社は調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

4．資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5．発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び行使指定条件付き第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂二丁目17番22号　代表取締役ＣＥＯ　野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、当社が「行使指定条項付き第三者割当契約」に基づき適宜行使指定することで、割当予定先は当該行使指定条項に基づき随時本新株予約権を権利行使するものとし、売却の際には、現在の売買出来高が今後も継続することを前提として市場にて売却することを想定しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しています。当社は、プルータス・コンサルティングの評価を参考にしつつ、別記「1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由　(2)本新株予約権を選択した理由」に記載した本新株予約権の特徴や本スキームの内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の当社普通株式の終値の110%に相当する金額と

この文書は、当社の第1回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

しました。なお、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員（社内監査役 2 名、社外監査役 2 名、計 4 名）から、取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるとの判断を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 5,656,000 株であり、発行決議日現在の当社議決権総数（343,416 個）に対する比率は 16.5%と限定的であります。

また、本新株予約権は、「２．募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、①原則として当社が行使指定を行わない限り割当予定先は行使ができず、②当社が行使指定を行う際にも、行使指定直前の出来高を基本的な基準として一度に行使指定可能な数量の範囲を定めることとなっていることから、本新株予約権の行使により発行されうる株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要（平成24年9月30日現在）

（1）	商号	野村證券株式会社
（2）	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（3）	代表者の役職・氏名	代表執行役社長　永井　浩二
（4）	事業内容	金融商品取引業
（5）	資本金の額	10,000百万円
（6）	設立年月日	平成13年5月7日
（7）	発行済株式数	201,410株
（8）	事業年度の末日	3月31日
（9）	従業員数	13,301名（単体）
(10)	主要取引先	投資家ならびに発行体
(11)	主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、りそな銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行、農林中央金庫
(12)	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社　100％
(13)	当社との関係等	
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：47,200株 （平成25年3月31日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	有価証券取引における発注を行っております。
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態（単体）

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	822,033	872,865	901,990
総資産	9,358,133	10,501,025	10,439,204
1株当たり純資産（円）	4,081,392	4,333,774	4,478,379
営業収益	663,679	613,392	580,271
営業利益	127,576	86,378	56,639
経常利益	126,643	86,240	57,163
当期純利益	76,853	50,666	27,316
1株当たり当期純利益(円)	381,574.18	251,558.29	135,623.31
1株当たり配当金（円）	―	―	130,000

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、「２．募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成 24 年 11 月 14 日付で関東財務局長宛に提出した第 12 期中半期報告書の平成 24 年 9 月 30 日における中間貸借対照表により、割当予定先が本件新株予約権の払込みに要する充分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

（5）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、株式会社永田コーポレーションは、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

（6）その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の「行使指定条項付き第三者割当契約」において、「２．募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》」に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

＜割当予定先による行使制限措置＞

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7．大株主及び持株比率

募集前（平成25年3月31日現在）	
株式会社永田コーポレーション	23.11%
有限会社新日本産業	15.18%
永田良一	6.29%
永田貴久	6.29%
永田郁江	2.98%
永田一郎	2.98%
永田理恵	2.98%
財団法人メディポリス医学研究財団	2.98%
株式会社鹿児島銀行	2.91%
新日本科学従業員持株会	1.95%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8．今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近３年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結売上高	19,050,317千円	17,371,947千円	15,273,969千円	17,154,051千円
連結営業利益又は連結営業損失（△）	343,832千円	△843,656千円	△3,048,924千円	△1,428,091千円
連結経常利益又は連結経常損失（△）	436,574千円	△1,204,294千円	△2,843,498千円	△490,200千円
連結当期純利益又は連結当期純損失(△)	534,529千円	△1,442,021千円	△3,304,109千円	△1,152,876千円
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失（△）	16.14円	△43.25円	△96.20円	△33.56円
1株当たり配当金	3.00円	3.00円	―	―
1株当たり連結純資産	295.28円	227.30円	116.65円	79.04円

(注) 平成25年3月期の数字は、未監査となっております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年5月22日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,344,000株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	―	―

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	340円	243円	1,520円
高値	349円	2,508円	2,540円
安値	185円	186円	1,150円
終値	235円	1,519円	1,851円

(注) 平成26年3月期については、平成25年5月21日現在で表示しております。

② 最近６か月間の状況

	平成24年12月	平成25年1月	2月	3月	4月	5月
始値	342円	320円	368円	978円	1,520円	2,305円
高値	358円	403円	1,042円	2,508円	2,540円	2,478円
安値	306円	317円	316円	936円	1,150円	1,682円
終値	313円	363円	858円	1,519円	2,320円	1,851円

(注) 5月については、平成25年5月21日現在で表示しております。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③　発行決議日における株価

	平成25年5月22日
始　　値	1,802円
高　　値	1,881円
安　　値	1,741円
終　　値	1,761円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

処分期日	平成22年12月20日
処分株式数	1,400,000株
処分時の発行済み株式数	34,344,000株
処分価額	1株につき366円
資金調達の額	512,250,000円（差引手取概算額）
割当先	株式会社鹿児島銀行　1,320,000株 鹿児島リース株式会社　80,000株
当初の資金の使途・支出予定時期	具体的な使途 / 金額 / 支出予定時期 １．前臨床事業領域 (1)　試験実施に係るバックグラウンドデータの蓄積に係る研究開発 (2)　新技術や技術改良に係る研究開発 (1)　102百万円 (2)　102百万円 (1)　平成22年12月～平成23年6月 (2)　平成22年12月～平成24年3月 ２．トランスレーショナル　リサーチ事業（経鼻投与システムに係る研究開発） (1)　ゾルミトリプタン（偏頭痛薬）関連 (2)　インフルエンザワクチン関連 (3)　その他製剤関連 (1)　180百万円 (2)　90百万円 (3)　37百万円 (1)　平成22年12月～平成24年3月 (2)　平成22年12月～平成25年3月 (3)　平成22年12月～平成24年3月 計　512百万円
現時点における資金の充当状況	上記資金使途において、前臨床事業領域に関しては、当初の予定通り充当しております。トランスレーショナル リサーチ事業（経鼻投与システムに係る研究開発）に関しては、ゾルミトリプタン（偏頭痛薬）関連及びその他製剤関連について研究開発が予定よりも進捗した一方で、インフルエンザワクチン関連については研究開発計画の変更により充当金額が減少したため、一部を振り替えて支出いたしました。なお、現時点において未充当資金はありません。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（別　紙）

株式会社新日本科学第１回新株予約権発行要項

株式会社新日本科学第 1 回新株予約権（以下**「本新株予約権」**という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数　101 個

2. 振替新株予約権　本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下**「社債等振替法」**という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数
(1)本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 5,656,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下**「交付株式数」**という。）は、56,000 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。
(3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
(4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 6 項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下**「本新株予約権者」**という。）に通知する。ただし、第 6 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下**「行使価額」**という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2)行使価額は、当初 1,937 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項または第 6 項

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に従い、修正または調整されることがある。

5. 行使価額の修正 (1)平成 25 年 6 月 12 日（以下「**行使価額修正開始日**」という。）以降、第 19 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が 1,320 円（ただし、第 6 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第 14 項第(2)号に定める払い込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下**「取得請求権付株式等」**という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下**「取得条項付株式等」**という。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、（ⅰ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ⅱ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価（本⑤において**「取得価額等」**という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下**「取得価額等修正日」**という。）における時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

この文書は、当社の第１回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第 19 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

②行使価額調整式および本項第(2)号において**「時価」**とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下**「東証」**という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

③行使価額調整式および本項第(2)号において**「既発行普通株式数」**とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普

この文書は、当社の第 1 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(2)号において**「対価」**とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

⑥本項第(2)号において**「完全希薄化後普通株式数」**とは、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(ⅰ)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ⅱ)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

この文書は、当社の第1回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間　平成25年6月11日から平成28年6月30日までの期間（以下「**行使可能期間**」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）ならびに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金　本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項　(1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4)本項第(1)号および第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額　本新株予約権1個あたり852,000円

11. 新株予約権　86,052,000円とする。

この文書は、当社の第1回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	の払込総額	
12.	新株予約権の割当日	平成25年6月10日
13.	新株予約権の払込期日	平成25年6月10日
14.	新株予約権行使請求および払込の方法	(1)本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構または口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。 (3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15.	新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16.	振替機関	株式会社証券保管振替機構（以下**「機構」**という。）
17.	新株予約権の行使請求受付場所	みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
18.	新株予約権の行使に関する払込取扱場所	株式会社鹿児島銀行　本店営業部
19.	新株予約権行使の効力発生時期等	(1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。 (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20.	単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い	当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21.	募集の方法	第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22.	申込期間	平成25年6月7日
23.	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	
24.	新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動および割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金852,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年5月22日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額とした。	

以　上

この文書は、当社の第1回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。